

⑥ 介護サービスの質の確保と向上

現状と課題

介護保険においては、事業者間の競争を通じて、介護サービスの質の向上が図られ、また、利用者がよりよいサービスを選択することにより、全体として介護サービスの質が向上することが期待されています。

利用者がよりよいサービスを選択できるようにするために、地域における介護サービス事業者の情報が、利用者に十分知られるようにしていく必要があります。

よりよい介護サービスが提供されるためには、事業者が、その提供するサービスの自己評価を行うとともに、福祉サービス第三者評価制度等の外部の評価を積極的に受け、サービスの質の向上に努めることが不可欠です。それをより実効性のあるものにするため、特に地域密着型サービスや施設サービスにおいては、地域との連携・交流を図りながら、地域に開かれた運営を行うことが求められています。

介護サービス事業において、高齢者の尊厳を損なうような不適切なサービス提供や営利本位の運営がなされることがないように、適切な指導・監査を行うとともに、サービスの質の向上に向けて事業者や市町村を支援して行く必要があります。



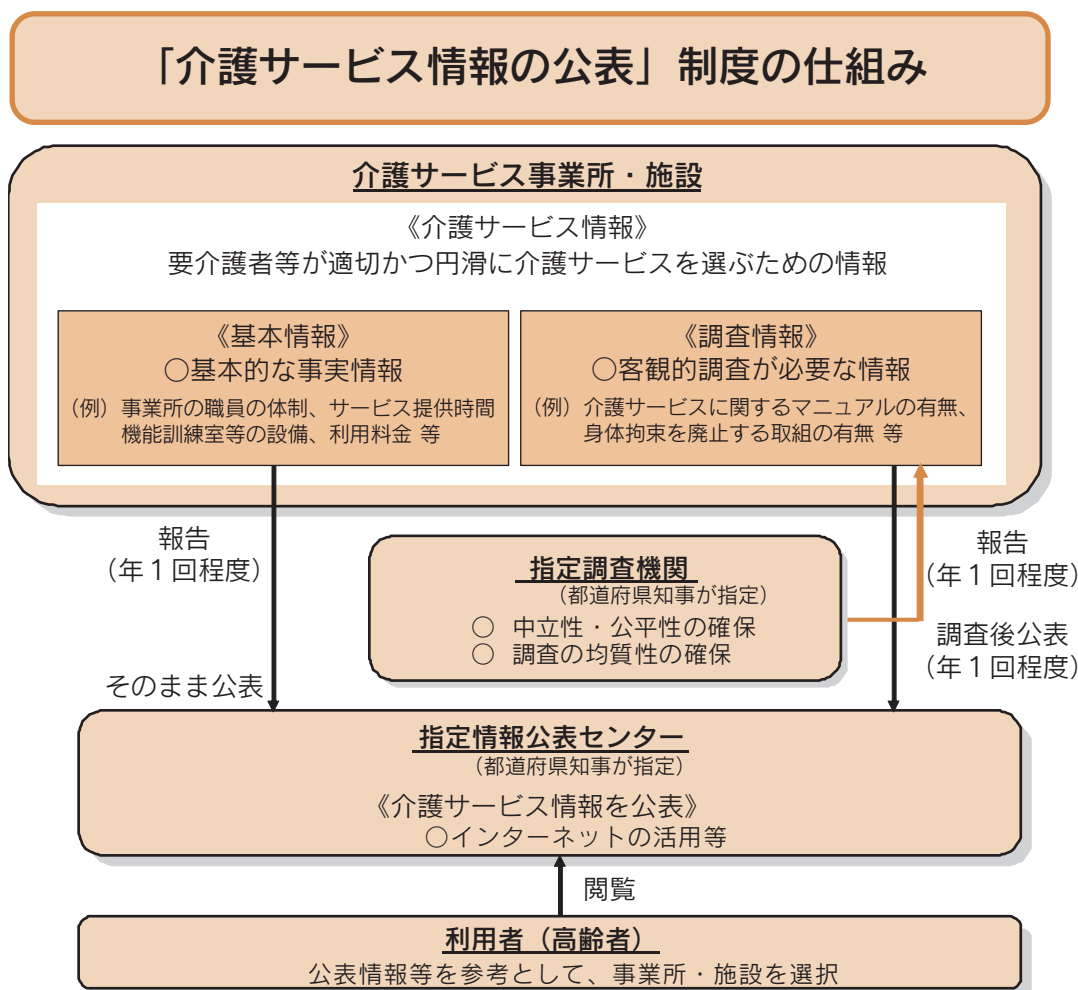
事業者や市町村に対する制度説明会

目指すべき方向

● 「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発等

利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、すべての介護サービス事業者にサービス内容や運営状況等の情報を公開することが義務づけられており、この「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発、利用促進に努めます。

また、介護サービス情報がわかりやすく利用者に提供されるようにするため、市町村や介護サービス情報を収集・発信するNPO法人等の各種団体との連携を図ります。



- 介護サービス事業者の指導・支援等

市町村、国民健康保険団体連合会等と連携を図りながら、介護サービス事業者に対する迅速かつ効果的な指導・監査を行うとともに、管理者や介護従事者等への研修や地域に開かれた事業所の育成を行い、サービスの質の確保と向上を図ります。

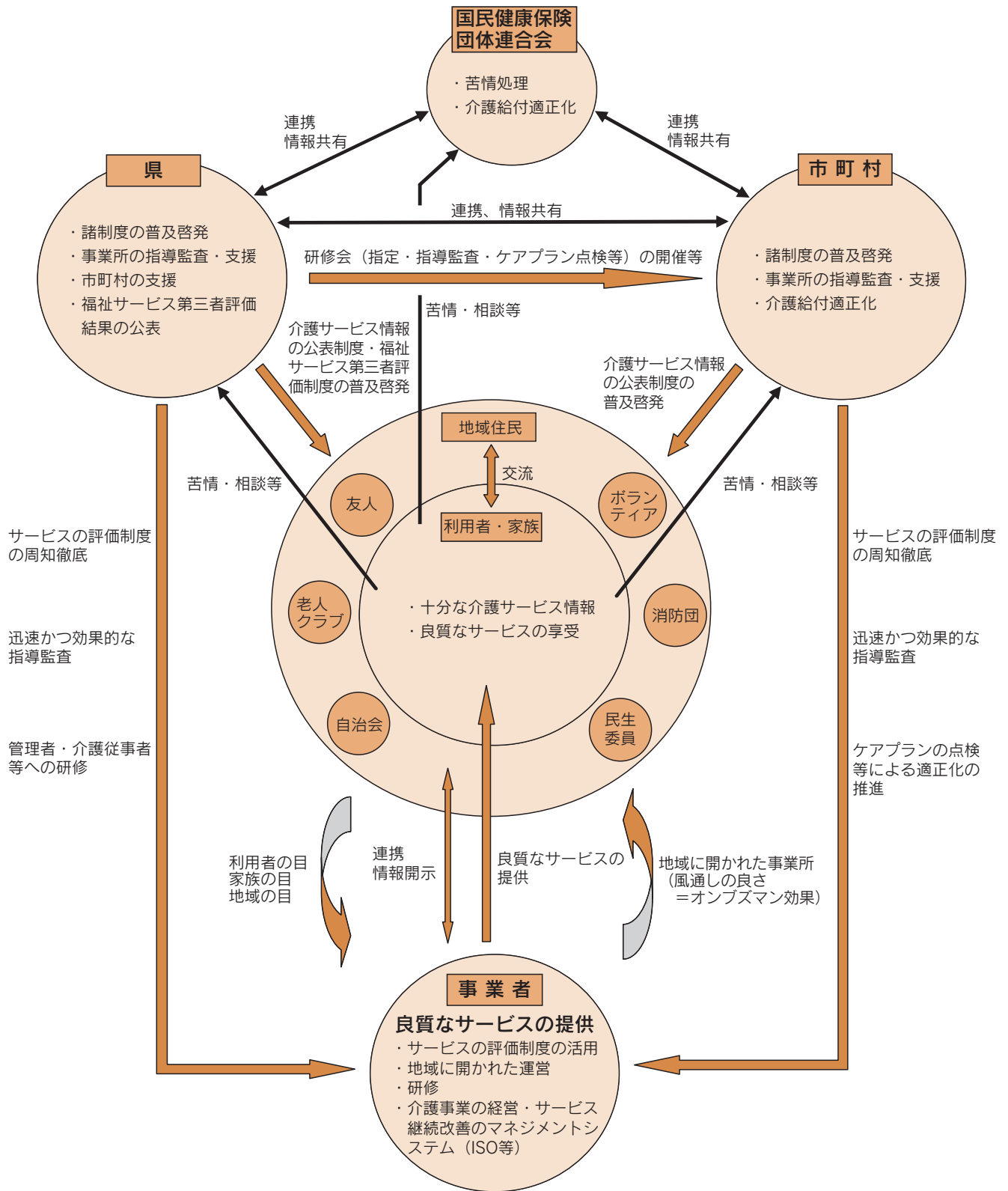
- 市町村の支援

地域密着型サービス事業者の指定とその指導監督、あるいは、ケアプラン点検等に関して、市町村が円滑に業務を行うことができるよう支援します。

また、地域のさまざまな介護ニーズに対して、きめ細やかな対応が可能となるよう、事業者と市町村や地域包括支援センター等との連携強化の取組みを支援します。



介護サービスの質の確保と向上



主要な施策

● 「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発等

■ 利用者に対する制度の普及啓発、利用促進

県のホームページや情報誌等を利用して、「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発に努めるとともに、ホームページの改善等を行い、利用者やその家族が情報を入力する際の利便性の向上を図ります。

■ 事業者に対する制度の普及啓発

事業所向けの説明会やメールマガジン等を通じて、本制度の趣旨等の理解が図られるように普及啓発を図ります。

■ 市町村、各種団体と連携したわかりやすい介護サービス情報の提供

市町村や介護サービス情報を収集・発信するNPO法人等の各種団体に対し、必要な情報を提供し、市町村の広報誌やNPO法人等が発行する情報誌等を通じて、介護サービス情報がわかりやすく利用者に提供されるように努めます。

● 介護サービス事業者の指導・支援等

■ 介護サービスの評価制度の周知徹底と地域に開かれた事業所の育成

事業者への指導・監査や事業者、市町村職員等への研修会の開催等を通じて、介護サービスの質の評価に係る諸制度の周知徹底を図るとともに、事業者が評価制度の結果を地域住民等に開示し、地域との連携・交流を図りながら運営を行う、地域に開かれた事業所の育成に努めます。

■ 効果的な指導の実施

介護保険制度の改正内容や報酬請求上の留意点等について、事業所の十分な理解を得るため、毎年度サービス種別ごとに事業所に対する集団指導を行うとともに、適時、テーマや対象事業所を絞った集団指導も行い、指導の効果的な実施に努めます。

■ 迅速、適切な監査の実施

市町村や国民健康保険団体連合会との連携を密にして、事業者情報の共有を図り、迅速、適切な監査に努めます。

また、「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に沿って、営利法人が運営する全ての介護サービス事業所についての監査を5年間で実施します（平成20年度開始）。

<数値目標>

営利法人が運営する介護サービス事業所の監査実施件数

監査対象 事業所数	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
853	184	184	174	159	152

■介護保険施設の实地指導等

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、入所者の処遇や介護報酬の請求が適切に行われているか、定期的実施指導を行います。

また、介護老人福祉施設については、社会福祉法や老人福祉法等に基づく指導監査及び法人監査も併せて行い、その結果について公表を行います。

■訪問介護員研修の実施

よりよい訪問介護サービスが提供されるよう、訪問介護事業所の訪問介護員に対し、認知症介護や介護予防等に関する専門的な研修を実施します。

■ユニットケア研修の実施

個室・ユニットケアの理念は、認知症の方の介護にとっても有効であるため、個室・ユニットの施設を有する介護保険施設において、入所者一人ひとりの個性と生活リズムを尊重したユニットケアの理念に即した介護サービスが提供されるよう、管理者研修、リーダー研修を実施し、ユニットケアの指導に当たる人材の育成に努めます。

また、個室・ユニットの施設を有しない介護保険施設であっても、可能な限り入所者一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した介護サービスが提供されるよう、ユニットケアの理念の普及に努めます。

■認知症介護研修の充実

認知症になったとしても、適切な介護によって、尊厳を持ち、穏やかな生活を続けることができるよう、介護に携わる事業所職員に対して、認知症高齢者自身の特性に十分に配慮したその人中心の介護方法についての研修をさらに充実させていきます。

● 市町村の支援

■ 地域密着型サービス事業者の指定・指導監査業務等の支援

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、身近な市町村で提供されるサービスであり、市町村が事業者の指定・育成・指導監査を行っています。

研修会の開催等を通じて、市町村の職員が地域密着型サービスの意義を十分理解し、地域密着型サービス事業者の指定・指導監査事務を円滑に行うことができるよう支援するとともに、地域の事業者等との連携強化に向けて、先進事例の紹介等の必要な支援を行います。

■ ケアプランの点検等の取組みへの支援

高齢者の自立支援に向けたサービスが、一人ひとりの状態に応じて適切に提供されるよう、研修会の開催等を通じて、市町村におけるケアプランの点検等の取組みを支援します。

< 関連事業 >

● 介護サービス情報の公表制度支援事業

制度についての普及・啓発を行うとともに、制度の円滑な施行運営を行うものです。

● 要介護認定支援事業

要介護認定が基準に基づき客観的かつ公平・公正に行われるよう、認定調査員、審査会員、主治医に対する研修を実施し、認定事務の適正化を図るものです。

● 介護・福祉サービス連絡調整会議

行政職員や施設職員等をメンバーとして、地域振興局ごとに管内市町村との介護・福祉サービスに係る研究討議の場である介護・福祉サービス連絡調整会議を開催するものです。

● 介護保険苦情処理体制整備事業

介護保険法により苦情処理機関として位置づけられている国民健康保険団体連合会が、介護サービスの利用者からの苦情に対して円滑に処理できるよう、その体制整備を行うとともに、運営費の一部を助成するものです。

●指定サービス事業者管理事業

介護サービス事業者の指定、各種届出等の受理、指定事業者情報の管理及び指定事業者に対する指導・監督を行うものです。

●介護保険審査会設置運営事業

市町村が行う要介護認定・保険料決定処分等に対する審査請求を審議するため、県に介護保険審査会を設置し、審理・裁決を行うものです。

●ケアマネジメント活動推進事業

介護保険制度の要である介護支援専門員の資質の向上を図るため、養成段階から実務段階までの一貫した研修を実施するものです。

●訪問介護員資質向上推進事業

現任の訪問介護員資質向上を図るためのテーマ別研修を実施するとともに、民間の養成研修指導事業者に対する実地指導を行うものです。

○福祉サービス第三者評価推進事業（主管：健康福祉政策課福祉のまちづくり室）

社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資する情報の提供を目的に、第三者評価機関が専門的かつ客観的立場から評価するものです。

